

損害賠償請求事件の判決について

- 1 事件名 損害賠償請求事件
- 2 当事者 原告 甲及び甲親権者父・母
被告 世田谷区

3 内容

当時小学校6年生の原告甲は、平成28年8月3日に区立小学校の日光林間学園に参加した際に、宿泊したホテルの浴室（以下「本件浴室」という。）において、他の児童が開けた扉（以下「本件扉」という。）により左アキレス腱付着部周囲を切創する傷害を負った（後にアキレス腱断裂と診断された。以下「本件事故」という。）

原告は、本件事故は、学校教育活動の一環として行われたにもかかわらず、林間学園に参加した教諭らは、児童だけで浴室に入室させるなど、児童の生命身体への安全配慮義務を怠り、また、本件事故の原因の究明を強く求めていたにもかかわらず、これを怠り、原告甲に怪我を負わせた行為者を特定するに至らなかったとして国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があるとし、損害賠償金4,120万7,800円を原告に対し支払うよう求める訴えを令和年2月6月11日に東京地方裁判所に提起した。

その後、被告を世田谷区とした裁判の審理が行われ、令和4年3月28日、東京地方裁判所の判決言渡しがあったので報告する。

4 判決内容（要旨）

（1）主文

- ①原告らの請求を棄却する。
- ②訴訟費用は原告らの負担とする。

（2）理由

- ①原告児童の当事者尋問における供述からすると、原告児童は、一旦は本件浴室に入ったものの、その後、本件扉が再度押し開けられるまでの間に本件扉に背を向けたままの状態でも左斜め後ろに後退し、本件扉の左側扉の円弧領域内に左足首後方を戻し入れていたということになるが、このような原告児童の行動は、小学校第6学年の児童がホテルの大浴場の浴室に入る際の行動としてはおよそ想定不可能というほかない。
- ②さらに、毎年160校前後の学校が林間学校や修学旅行の宿泊先として利用している本件ホテル（昭和60年5月開業）において、本件事故以前に本件扉でけがをした宿泊客は一人もないこと、被告が設置する全ての小学校の第6学年の児童を対象に毎年実施されている日光林間学園において、本件事故以前に同様の事故が発生し、あるいはその防止を注意喚起されたことがないことも併せ考えれば、本件小学

校の教員が本件事故の発生を予見し得たということはできず、さらにはこれを防止すべき注意義務があったということもできない。

- 5 今後の対応
区としては、判決を受け入れる。